

2. サマリー情報（注記事項）に関する事項

（1）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

（会計方針の変更）

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化方法の変更

原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成25年経済産業省令第52号 以下「改正省令」という。）により、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、改正省令の施行日（平成25年10月1日）以降は、費用化の方法を従前の原子力発電実績に応じて費用化する方法から、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり定額法により費用化する方法に変更している。

これによる営業損失、経常損失および税金等調整前四半期純損失への影響は軽微である。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を従前の運転期間から、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間に変更している。

これにより、資産除去債務は57,806百万円減少している。